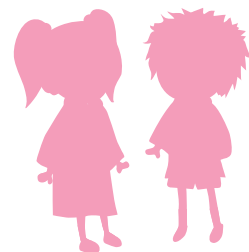


概要版

福岡県母子世帯等実態調査報告書

平成 23 年度



平成 24 年 3 月
福岡県福祉労働部

はじめに

近年、少子・高齢化の進行や核家族化、結婚等に対する価値観の多様化、厳しい雇用情勢などにより、家庭や子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。

とりわけ、子育てと家事、生計の担い手という役割をひとりで担うひとり親家庭は、就業や子どもの養育などさまざまな問題を抱えています。

福岡県では、母子、父子及び養育者世帯の生活実態を把握し、福祉施策推進のための基礎資料とするため、「母子世帯等実態調査」を5年ごとに実施しており、この度、平成23年度における実態を調査いたしました。

本県では、県民の一人おひとりがこの県に生まれてよかった、生活してよかったと実感していただける「県民幸福度日本一」をめざした取り組みを進めており、今回の調査で得られた結果を参考にして、より多くの県民の皆様が幸せを実感できるよう、今後も福祉施策の充実を図って参りたいと考えております。

また、この報告書が、市町村等関係者の皆様に活用され、今後の母子、父子及び養育者世帯の福祉の向上に役立つことを期待しています。

終わりに、この調査の実施に当たり、御協力いただきました母子、父子及び養育者世帯の皆様をはじめ、市町村等関係各位に対し深く感謝申し上げます。

平成24年3月

福祉労働部長 高橋 敬

目次

・調査の概要	1
・調査結果の概要	4
1．世帯数と子どもの数の動向	4
2．世帯の状況	7
3．母子家庭等になった当時の状況	9
4．仕事の状況	14
5．住宅の状況	18
6．生計の状況	19
7．健康状態	21
8．子どもの状況	22
9．生活状況	24
10．行政機関に対する要望事項	28

I 調査の概要

■調査の目的

本調査は、福岡県内における「母子家庭」「父子家庭」及び父母のいない子どもを養育している「養育者家庭」の日常生活の実態や要望を把握し、今後の母子等福祉施策の充実及びその効果的推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

■調査の方法、手順

(1) 調査対象世帯

住民基本台帳または、これに代わる的確な資料から「母子家庭」「父子家庭」及び「養育者家庭」と推測される世帯を対象とした。

(2) 調査対象数

母子家庭	3,750世帯	
父子家庭	2,000世帯	
養育者家庭	1,000世帯	合計6,750世帯

(3) 調査方法

基礎調査

各市町村は、平成23年8月1日現在で福岡県内に居住する「母子家庭」「父子家庭」「養育者家庭」と推測される世帯について、住民基本台帳またはこれに代わる的確な資料から各世帯数の推測数を把握し、母子・父子・養育者家庭の「推測世帯数調査票」を作成した。

標本抽出方法

母子、父子、養育者の市町村別の対象世帯数は、市町村から提出された「推測世帯数調査票」をもとに決定した。「対象世帯推測名簿」の作成は各市町村に依頼した。

実態調査

母子家庭については、「対象世帯推測名簿」に記載された対象世帯に調査票を郵送し、平成23年11月1日現在の状況について記載された調査票を郵送により回収した。

父子家庭については「対象世帯推測名簿」に記載された対象世帯を調査員が訪問し、「留置法」によって調査を実施した。(一部郵送により調査票を回収した。)

養育者家庭については、高齢者と児童のみで調査票を記入できない場合も考えられることから、事前に郵送による「予備調査」を行い、養育者家庭であるかの確認と調査への協力意向を把握し、協力が得られた世帯を後日調査員が訪問し「留置法」によって調査を実施した。(一部郵送により調査票を回収した。)

(4) 調査基準日と調査期間

基礎調査：平成23年8月1日

実態調査：平成23年11月1日を基準日として、平成23年11月1日から11月21日までに調査票の配布・回収を行った。

養育者家庭については、予備調査を10月22日～11月14日までに実施し、その後協力家庭に対して11月15日～11月30日に調査を実施した。

(5) 主な調査項目

世帯の状況、就業の状況、生計の状況、本人及び子どもの健康状況と医療の受療状況、福祉施策の利用状況と要望等

■実施主体、協力機関、実施機関、報告書の監修

実施主体：福岡県福祉労働部 児童家庭課

協力機関：福岡県内市町村

実施機関：(株)日本統計センター 情報処理部

報告書の監修：NPO法人 福岡ジェンダー研究所理事 倉富 史枝氏

■調査票の回収結果

	配布数	回収票	回収率	有効回収数	有効回収率	未回収・回収不能	非該当世帯
母子家庭	3,750	1,532	40.9%	1,455	38.8%	2,218	77
父子家庭	2,000	951	47.6%	951	47.6%	840	209
養育者家庭	1,000	647	64.7%	155	15.5%	353	345

■調査結果による推計世帯数と出現率の推計

福岡県における推計世帯数と総世帯に対する割合（出現率）は、調査結果から「母子家庭」が35,213世帯（4.03%）、「父子家庭」が4,402世帯（0.51%）、「養育者家庭」が531世帯（0.06%）と推計される。

図表 - 1 市郡別、生活圏別の推計世帯数、出現率

		総世帯数	母子家庭		父子家庭		養育者家庭	
			推計世帯数	出現率（%）	推計世帯数	出現率（%）	推計世帯数	出現率（%）
合計		874,798	35,213	4.03	4,402	0.51	531	0.06
市郡別	市部	630,498	25,196	4.00	3,179	0.50	381	0.06
	郡部	244,300	10,017	4.11	1,223	0.55	150	0.06
生活圏別	福岡	386,444	13,797	3.57	1,718	0.42	142	0.04
	筑後	185,541	6,625	3.57	901	0.48	94	0.05
	筑豊	173,316	8,458	4.91	1,122	0.71	198	0.11
	北九州	129,497	6,333	4.87	661	0.51	97	0.08
参考	政令市・中核市含む	2,142,626	74,728	3.49	9,975	0.47	-	-
	北九州市	423,706	15,733	3.71	2,229	0.53	-	-
	福岡市	721,408	19,970	2.77	2,777	0.39	-	-
	久留米市	122,714	3,812	3.11	567	0.46	-	-

総世帯数は平成23年11月1日現在の推計世帯数による。（県調査統計課）

出現率は、各市町村から提出された母子家庭、父子家庭、養育者家庭の推計世帯数をもとに、調査回収結果から推計したものである。

■報告書を読む際の留意点

(1) 回答内容の論理性について

本調査は、郵送、訪問調査による留置法のいずれかで実施しているが、個人情報保護のため、調査票は無記名で行い、訪問調査の場合も無記名で封かんした状態で回収した。

また、回収時にもその場で開封しての内容チェックや確認作業などを行っていない。

このため、回答間で矛盾が認められる場合があるが、回答内容を尊重し、論理的な矛盾を正すための修正は行っていない。

(2) 図表の表記について

図表の数値は基本的に比率（%）を示しているが、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、必ずしも合計が100%にならない場合がある。

図表中のNは回答数を示している。また「-」「*」は該当する項目がないものである。

回答をいくつでも選択可能な場合や3つまで選択可能な場合（1人の回答者が複数の選択肢を選んでよい設問）は、比率の合計が100%を超える場合がある。

クロス集計の図表は、表側項目については無回答を省略している。

北九州市、福岡市、久留米市の政令指定都市、中核市では各市が独自に調査を行っており、その結果を参考として掲載している。

■調査対象世帯の定義

(1) 母子家庭・父子家庭

夫(妻)と死別または離婚し、現在も婚姻をしておらず、20歳未満の子どもを扶養している世帯とした。

母子(父子)以外に同居家族があったとしても、下記の条件を満たせば、母子(父子)家庭とした。

夫(妻)の生死が明らかでない方。

夫(妻)から遺棄されている方。

夫(妻)が海外にあるためその扶養を受けることができない方。

夫(妻)が精神または身体の障害により、長期にわたって労働能力を失っている方。

夫(妻)が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない方。

婚姻によらないで母(父)となった方で現に婚姻をしていない方。

(2) 養育者家庭

20歳未満で、父母のない(両親ともいない)子どもと、その扶養者で構成されている家庭、または父母のない子どもだけの家庭とした。

父母の生死が明らかでない方。

父母から遺棄されている方。

父母が精神または身体の障害により、長期にわたって労働能力を失っている方。

父母が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない方。

■地域区分

この調査では、福岡県内57市町村(北九州市、福岡市の政令市及び久留米市の中核市を除く)を生活圏別と市郡別によって地域別に集計を行っている。

図表 - 2 各生活圏に含まれる市町村の一覧

1. 福岡生活圏 (9市、9町、1村)	
【市部】	筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、朝倉市、糸島市(旧前原市、二丈町、志摩町)
【郡部】	筑紫郡那珂川町 糟屋郡宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町 朝倉郡筑前町、東峰村
2. 筑後生活圏 (8市、3町)	
【市部】	大牟田市、柳川市、八女市(旧黒木町、上陽町、立花町、矢部村、星野村) 筑後市、大川市、小都市、うきは市、みやま市(旧瀬高町、山川町、高田町)
【郡部】	三井郡大刀洗町 三潴郡大木町 八女郡広川町
3. 筑豊生活圏 (5市、9町、1村)	
【市部】	直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市
【郡部】	鞍手郡小竹町、鞍手町 嘉穂郡桂川町 田川郡香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、福智町、赤村
4. 北九州生活圏 (3市、9町)	
【市部】	行橋市、豊前市、中間市
【郡部】	遠賀郡芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町 京都郡苅田町、みやこ町 築上郡吉富町、上毛町、築上町

II 調査結果の概要

1. 世帯数と子どもの数の動向

(1) 世帯数の動向

福岡県（福岡市、北九州市、久留米市を除く）の平成23年11月1日の母子家庭等の世帯数は、母子家庭が35,213世帯、父子家庭が4,402世帯、父母のいない子どもを養育している養育者家庭が531世帯と推測され、合わせて40,146世帯である。

福岡県の総世帯数（874,798世帯）に占める割合（出現率）は、母子家庭が4.03%、父子家庭が0.51%、養育者家庭が0.06%であり、合わせて4.59%となっている。

前回の平成18年調査では、福岡県に久留米市が含まれていたため、今回の福岡県の推計世帯数に久留米市分を加えた数値で比較すると、母子家庭の世帯数は39,025世帯と平成18年から3,760世帯増加し、増減率は10.7%となっている。

父子家庭は4,969世帯で879世帯の減少、増減率は - 15.0%となっている。

図表 - 3 母子家庭等の世帯数と出現率

	総計		母子家庭		父子家庭		養育者家庭	
	推計 世帯数	出現率 (%)	推計 世帯数	出現率 (%)	推計 世帯数	出現率 (%)	推計 世帯数	出現率 (%)
平成 23 年	40,146	4.59	35,213	4.03	4,402	0.51	531	0.06

（母子家庭・父子家庭に久留米市分を含む場合）

平成 23 年 (母子・父子に 久留米市含む)	44,525	5.09	39,025	3.91	4,969	0.51	531	0.06
平成 18 年	41,884	4.33	35,265	3.65	5,848	0.60	771	0.08
平成 13 年	37,065	4.02	30,476	3.31	5,905	0.64	684	0.07
平成 8 年	31,350	3.62	25,210	2.91	5,480	0.63	660	0.08
平成 2 年	27,220	3.48	22,180	2.84	4,170	0.53	870	0.11
平成 18 年からの 増減数 (世帯)	2,641	-	3,760	-	- 879	-	-	-
平成 18 年からの 増減率 (%)	6.3	-	10.7	-	- 15.0	-	-	-

出現率は、市町村から提出された母子家庭、父子家庭、養育者家庭の推計世帯をもとに、調査回収結果から推計したものである。

養育者家庭については、平成18年分は久留米市分を含み、今回は含まないため、単純な増減比較ができないことから増減数、増減率とも算出していない。

(2) 理由別世帯数の動向

理由別の世帯数をみると、母子家庭は離婚などの「生別」によるものが31,389世帯で、母子家庭の89.2%を占めている。

前回の平成18年調査では、福岡県に久留米市が含まれていたため、今回の福岡県の推計世帯数に久留米市分を加えた数値で比較すると、母子家庭の「生別」は34,744世帯（89.0%）、「死別」は3,750世帯（9.6%）で、「死別」は前回調査から1,240世帯減少し、「生別」が4,927世帯増加している。

平成2年以降の推移をみると、「生別」が理由である世帯は一貫して増加しており、総数に占める構成比も上昇傾向にある。

父子家庭でも離婚などの「生別」が4,070世帯、81.9%と大部分を占めているものの、母子家庭に比べて「死別」（860世帯、17.3%）の割合が高いことが特徴である。

平成2年以降の推移をみると、母子世帯同様「生別」は増加傾向にあり、父子家庭に占める「生別」の割合は今回調査で初めて8割を超えた。

図表 - 4 母子家庭、父子家庭の理由別世帯数

	母子家庭				父子家庭			
	総数	死別	生別	不明	総数	死別	生別	不明
平成23年 (構成比)	35,213 100.0	3,316 9.4	31,389 89.2	508 1.4	4,402 100.0	713 16.2	3,661 83.2	28 0.6

(母子家庭・父子家庭に久留米市分を含む場合)

平成23年 (久留米市含む) (構成比)	39,025 100.0	3,750 9.6	34,744 89.0	531 1.4	4,969 100.0	860 17.3	4,070 81.9	39 0.8
平成18年 (構成比)	35,265 100.0	4,990 14.2	29,817 84.6	458 1.3	5,848 100.0	1,192 20.4	4,572 78.2	84 1.4
平成13年 (構成比)	30,476 100.0	4,543 14.9	25,688 84.3	245 0.8	5,905 100.0	1,662 28.1	4,163 70.5	80 1.4
平成8年 (構成比)	25,210 100.0	4,490 17.8	20,140 79.9	580 2.3	5,480 100.0	1,760 32.1	3,600 65.7	120 2.2
平成2年 (構成比)	22,180 100.0	5,890 26.6	16,180 72.9	110 0.5	4,170 100.0	1,110 26.6	3,010 72.2	50 1.2
平成18年からの 増減数(世帯)	3,760	- 1,240	4,927	73	- 879	- 332	- 502	- 45
平成18年からの 増減率(%)	10.7	- 24.9	16.5	16.0	- 15.0	- 27.9	- 11.0	- 53.8

出現率は、市町村から提出された母子家庭、父子家庭、養育者家庭の推計世帯をもとに、調査回収結果から推計したものである。

(3) 子どもの数

母子家庭等の20歳未満の子どもの数は、母子家庭が57,964人、父子家庭が7,129人、養育者家庭が700人、合わせて65,793人と推測される。

就学状況別にみると、母子家庭、父子家庭、養育者家庭のいずれも、子どもが中学生になるまでは子どもの年齢とともに出現率も上昇しており、最も出現率が高いのは母子家庭における中学生の出現率（17.56%）である。

推計世帯一世帯当りの子どもの数は、母子家庭が1.62人、父子家庭が1.62人、養育者家庭が1.32人となっている。

前回の平成18年調査では、福岡県に久留米市が含まれていたため、今回の福岡県の推計人数に久留米市分を加えた数値でみると、母子家庭が66,037人（出現率7.99%）、父子家庭が8,562人（同1.04%）と推測される。

図表 - 5 母子家庭等の子どもの数と出現率

	総計		母子世帯		父子世帯		養育者世帯	
	人員	出現率 (%)	人員	出現率 (%)	人員	出現率 (%)	人員	出現率 (%)
平成 23 年計	65,793	8.60	57,964	7.58	7,129	0.93	700	0.09
未就学児	9,466	3.03	8,713	2.79	690	0.22	63	0.02
小学 1 ~ 3 年生	8,971	13.97	8,011	12.47	880	1.37	80	0.12
小学 4 ~ 6 年生	10,839	16.06	9,463	14.02	1,222	1.81	154	0.23
中学生	13,695	20.24	11,883	17.56	1,629	2.41	183	0.27
義務教育終了後の子ども	22,822	9.00	19,894	7.84	2,708	1.07	220	0.09

（母子家庭・父子家庭に久留米市分を含む場合）

平成 23 年計 （母子・父子に久留米市含む）	74,599	9.02	66,037	7.99	8,562	1.04	-	-
未就学児	10,396	3.14	9,577	2.89	819	0.25	-	-
小学 1 ~ 3 年生	10,379	14.27	9,322	12.81	1,057	1.45	-	-
小学 4 ~ 6 年生	12,564	16.43	11,101	14.51	1,463	1.91	-	-
中学生	15,711	20.40	13,760	17.87	1,951	2.53	-	-
義務教育終了後の子ども	25,549	9.48	22,277	8.26	3,272	1.21	-	-

出現率算定の基礎となる児童・生徒数は、平成23年5月1日現在。（県教育委員会）

児童・生徒数以外の子どもの数は、平成23年5月1日現在の推計人口。（県調査統計課）

養育者家庭は、久留米市の今回調査で対象外となったため、久留米市を含む場合には表示していない。

2. 世帯の状況

(1) 母親、父親、養育者の年齢

母子家庭の母親の年齢は「40～44歳」(24.8%)、「35～39歳」(21.2%)、「45～49歳」(19.8%)が2割前後を占め、父子家庭よりも30歳以下の年齢の層の比率が高い。父子家庭の父親の年齢は、全体の4分の1を「40～44歳」(24.5%)が占めている。養育者家庭では6割以上が60歳以上(66.4%)であり、そのうち60～69歳が41.3%を占めている。

図表 - 6 母親、父親、養育者の年齢

	サンプル数	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60歳以上	無回答
母子家庭	1,455	0.5	1.7	7.3	13.4	21.2	24.8	19.8	8.2	2.2	0.5	0.3
父子家庭	951	0.7	0.0	3.9	9.6	17.9	24.5	18.8	13.8	8.2	2.3	0.3
養育者家庭	155	3.2	0.0		1.9		7.7		20.6		66.4	0.0

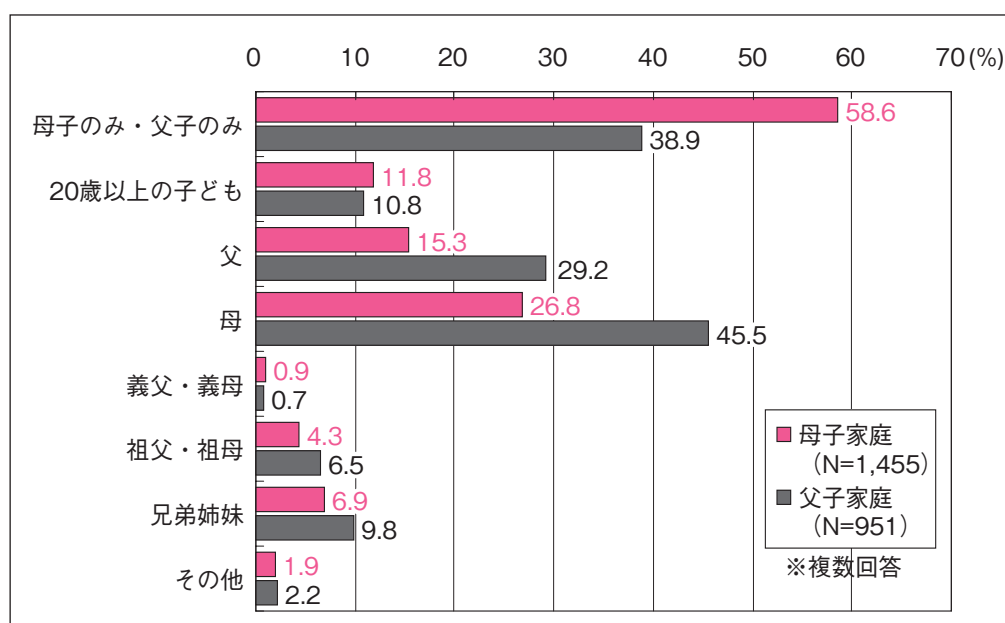
(%)

(2) 同居家族と世帯人員

同居家族をみると、母親と20歳未満の子どものみの「母子のみ」は58.6%、他に同居家族がいる母子家庭は41.4%で、母子のみの世帯が全体の約6割を占めている。一方、父親と20歳未満の子どものみの「父子のみ」世帯は38.9%と4割弱で、母子家庭との環境の違いは大きい。

母子家庭、父子家庭とも同居家族の割合は「母」(子からみて祖母)が最も高く、父子家庭では「母」との同居が4割を超え、「父」(子からみて祖父)との同居も3割程度ある。

図表 - 7 20歳未満の子ども以外の同居家族(複数回答)



世帯人員は、母子家庭、父子家庭、養育者家庭とも「3人」の割合が最も高く、養育者家庭では「3人」が44.5%を占めている。

母子家庭では子どもが1人であることを示す「2人」が27.0%あり、母ひとり、子ひとりという世帯が全体の4分の1を超えている。

図表 - 8 世帯人員

(%)

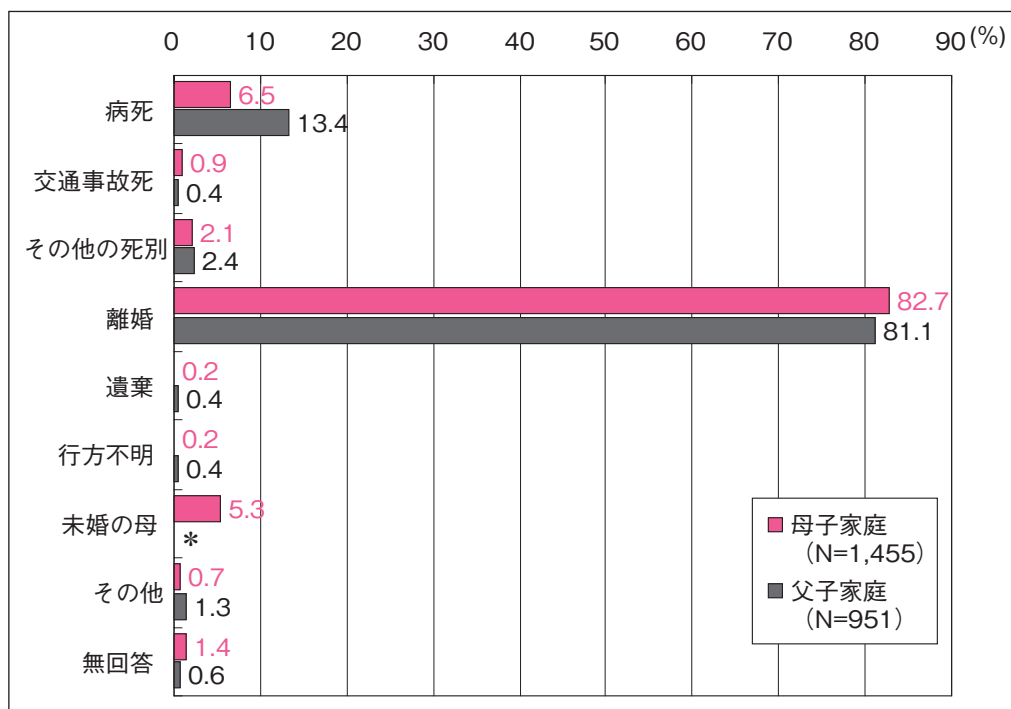
	サンプル数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人以上	無回答	平均(人)
母子家庭	1,455	27.0	36.9	21.3	8.9	4.6	0.8	0.5	0.1	3.3
父子家庭	951	20.4	29.2	27.0	14.1	6.6	1.8	0.8	0.0	3.7
養育者家庭	155	24.5	44.5	14.2	16.8				0.0	3.2

3. 母子家庭等になった当時の状況

(1) 母子家庭、父子家庭になった理由

母子家庭、父子家庭とも配偶者と別れた理由は「離婚」が8割を超えており、母子家庭が82.7%、父子家庭が81.1%となっている。母子家庭に比べて父子家庭の場合は「病死」(13.4%)の割合が高い。また母子家庭では「未婚の母」によるものが5.3%ある。

図表 - 9 母子家庭、父子家庭になった理由



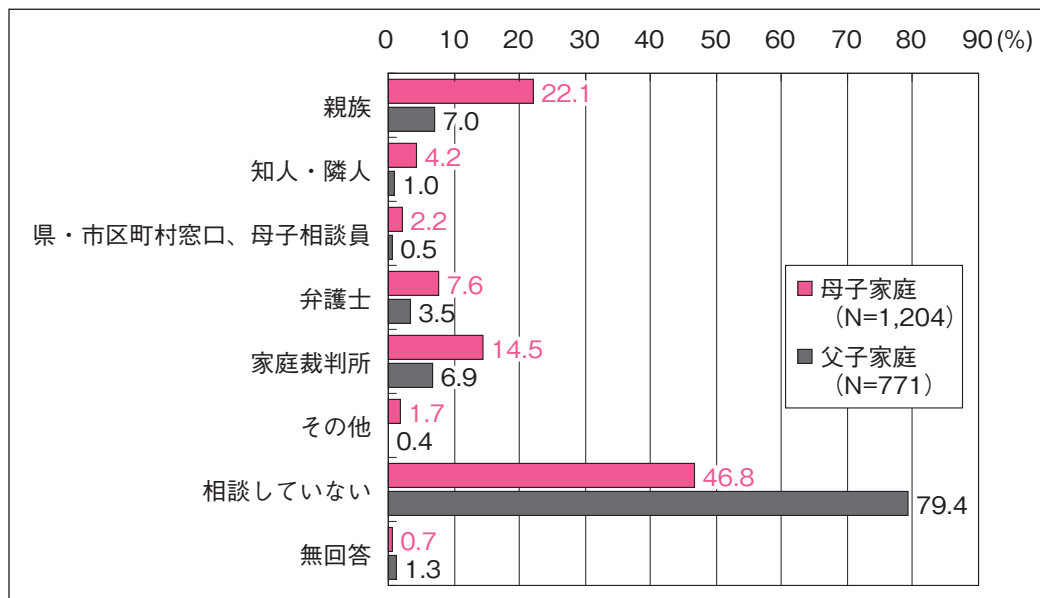
(2) 養育者家庭になった理由

養育者家庭で子どもの母親・父親がいない理由は、母親も父親も「離婚」が最も多いが、父親のいない理由では47.1%と半数近くに達し、母親のいない理由より21.9ポイントも高い。

(3) 離婚した元配偶者との子どもの養育費の取り決めや受給状況

離婚が理由で母子家庭、父子家庭となった場合、他者に子どもの養育費のことを相談した人の割合は、母子家庭が52.3%、父子家庭が19.3%で、父子家庭では2割程度にとどまっている。相談者は母子家庭、父子家庭とも「親族」が最も多く、次が「家庭裁判所」である。

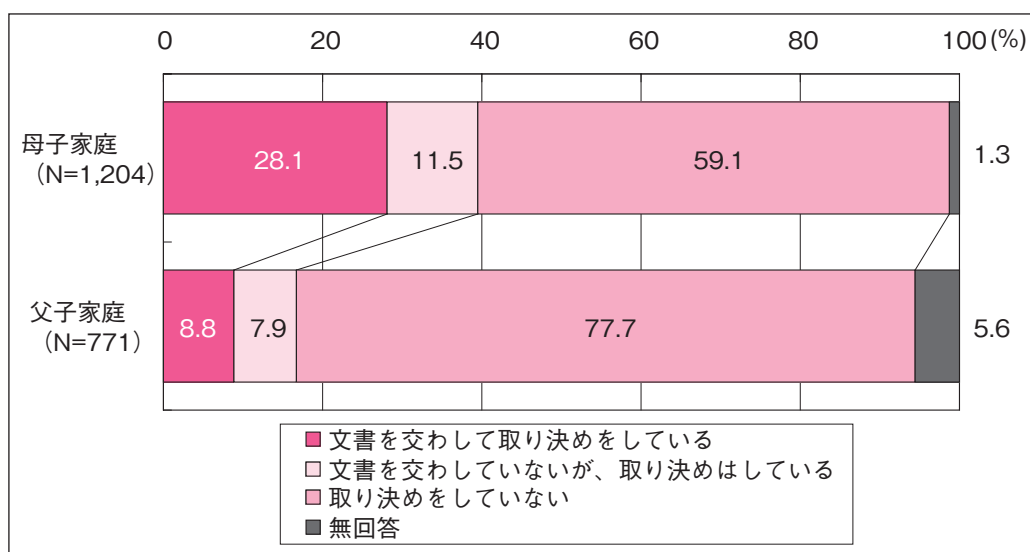
図表 - 12 養育費についての相談者



離婚した元配偶者との間での養育費の取り決めについては、母子家庭では「文書を交わして取り決めをしている」(28.1%)が3割弱あるのに対して、父子家庭では8.8%と1割以下にとどまり、「取り決めをしていない」(77.7%)が8割近くを占めている。

母子家庭では前回調査(平成18年)と比べて、「文書を交わして取り決めをしている」の割合が4ポイントほど増加している。

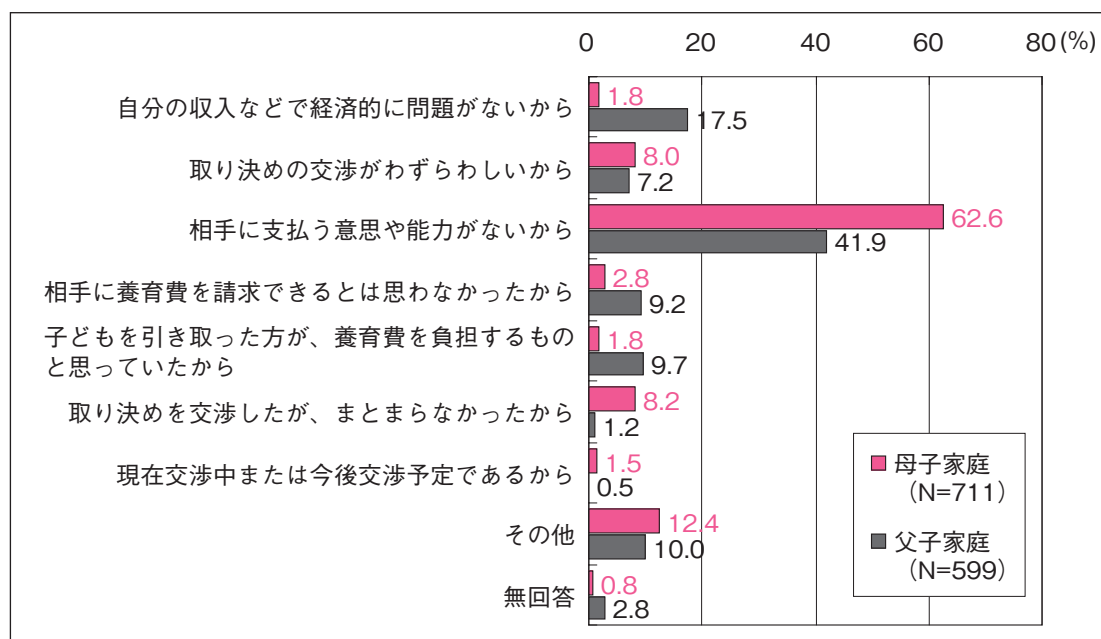
図表 - 13 養育費の取り決め



養育費の取り決めをしていない場合の理由は、「相手に支払う意思や能力がないから」は母子家庭では62.6%で、父子家庭の41.9%を20.7ポイント上回る。母子家庭では「取り決めに交渉したが、まとまらなかったから」が父子家庭よりも7.0ポイント高い。

「自分の収入などで経済的に問題がないから」は父子家庭は17.5%で、母子家庭の1.8%を15.7ポイント上回り、養育費が必要であっても、相手との取り決めができない状況は母子家庭に多いことがわかる。

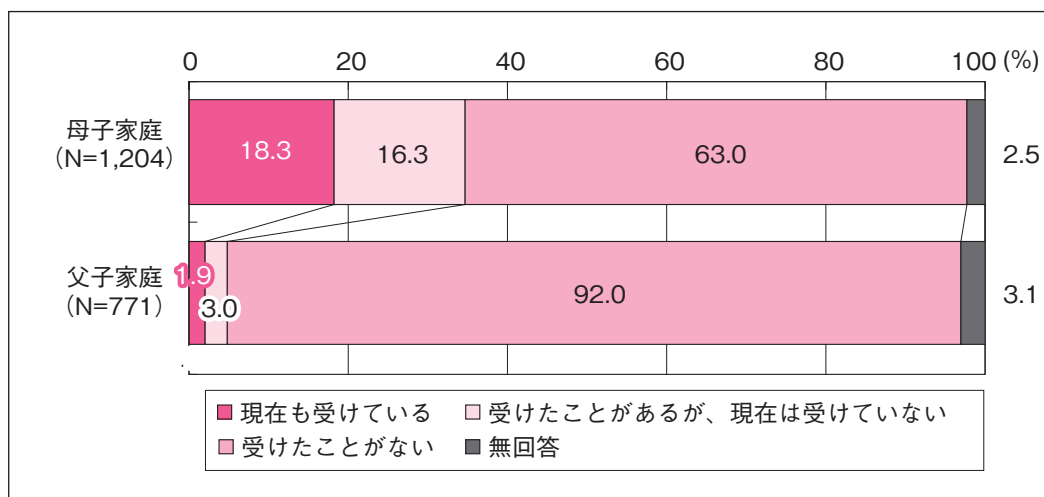
図表 - 14 養育費の取り決めをしていない理由



現在の養育費の受給については、母子家庭では「現在も受けている」が18.3%で、「受けたことがあるが、現在は受けていない」が16.3%と受給経験がある割合は34.6%である。父子家庭では受給経験がある割合が4.9%にとどまり、養育費の取り決めと同様父子家庭の受給割合は低い。

養育費について取り決めをしている割合（母子家庭39.6%、父子家庭16.7%）からみると、実際の受給経験は母子家庭、父子家庭とも取り決め通りに養育費が支払われていないケースがあることがうかがわれる。

図表 - 15 養育費の受給状況

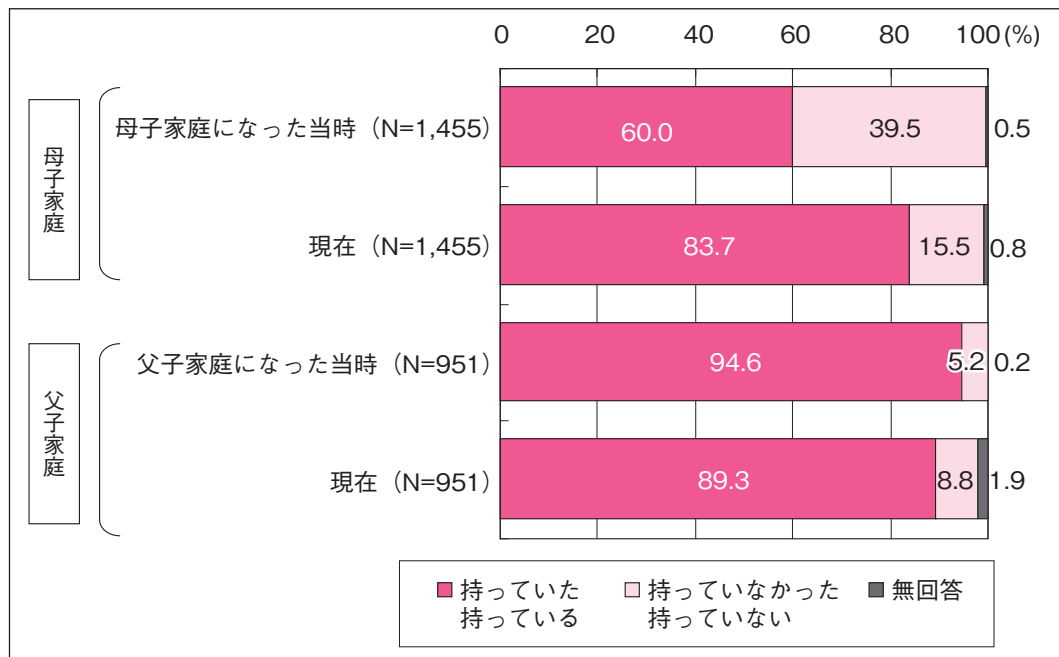


4. 仕事の状況

(1) 仕事の有無と就業状況

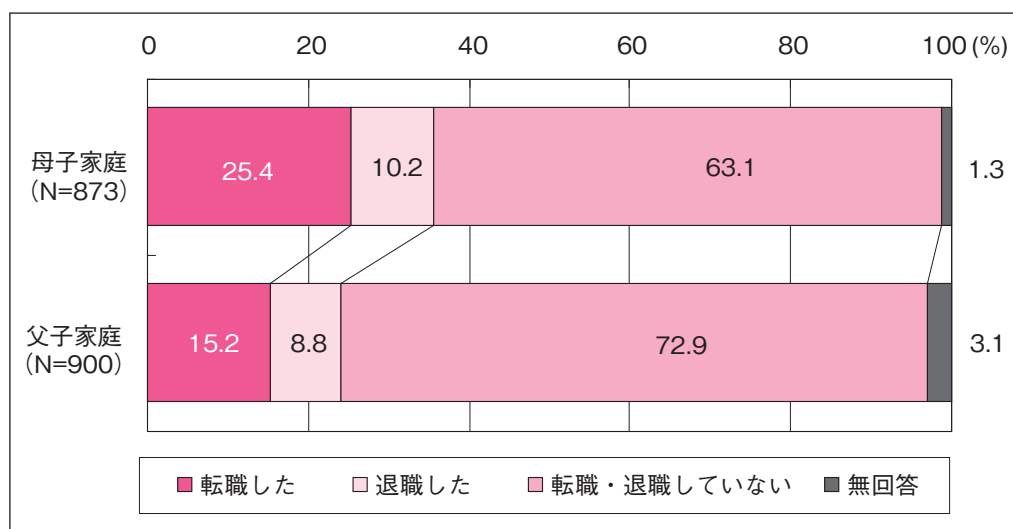
母子家庭及び父子家庭になった当時、就業していた割合は、母子家庭が60.0%、父子家庭が94.6%、現在就業している割合は、母子家庭が83.7%、父子家庭が89.3%である。母子家庭では母子家庭になってから就業率が高くなり、父子家庭では反対に父子家庭になってから就業率が低下している。

図表 - 18 母子家庭、父子家庭の当時の仕事の有無と現在の就業状況



母子家庭、父子家庭になったことによる転職・退職の経験をみると、母子家庭では「転職した」が父子家庭よりも10ポイント、「退職した」も2.4ポイント高いが、困ったことで「転職・退職」をあげたのは父子家庭のほうが高かったことから、転職退職は経験率は低くても父子家庭では母子家庭より生活への影響は大きいといえる。

図表 - 19 母子家庭、父子家庭になったことによる転職・退職経験の有無



(2) 現在の就業形態

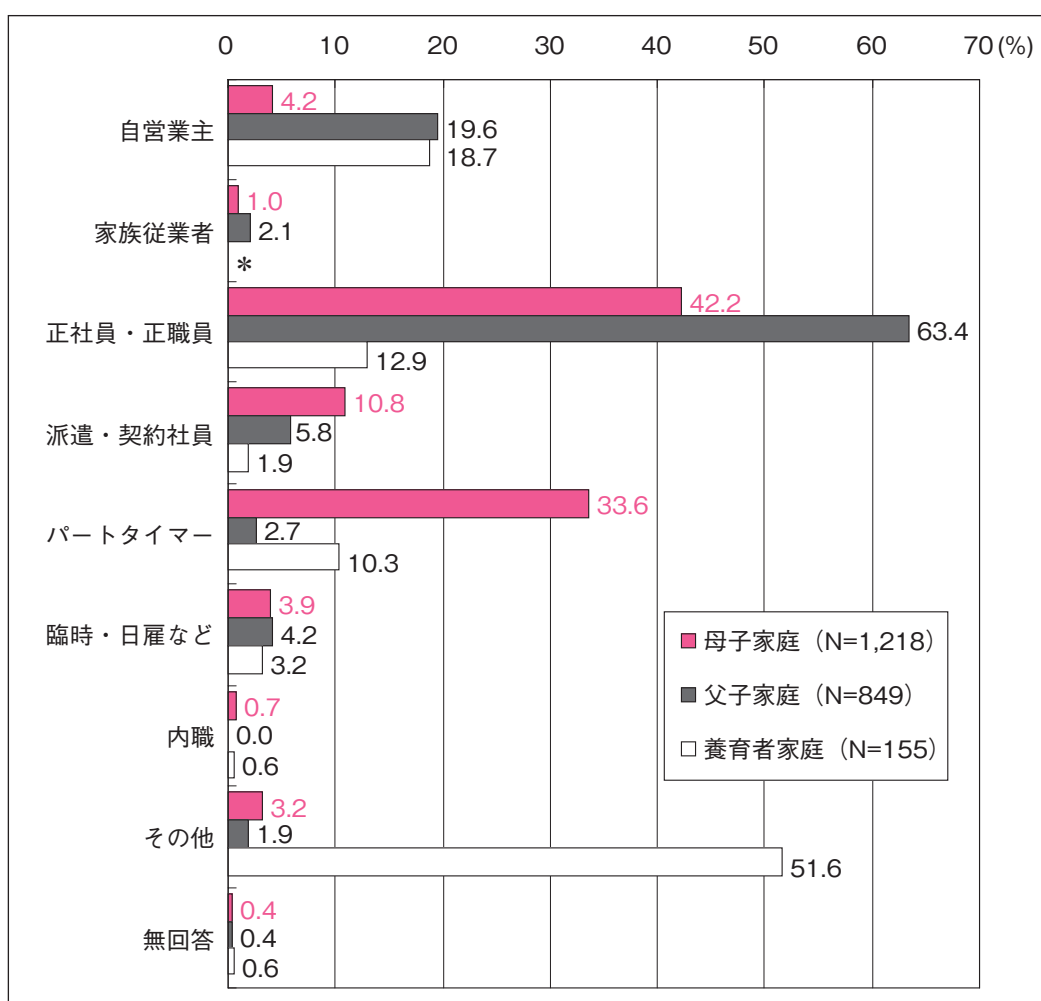
現在就業している人の就業形態は、母子家庭、父子家庭ともに「正社員・正職員」が最も多いが、父子家庭では「正社員・正職員」(63.4%)が6割を超えているのに対して、母子家庭は42.2%にとどまっており、母子家庭は父子家庭よりも非正規雇用による就業割合がかなり高い。

母子家庭では3割以上が「パートタイマー」(33.6%)による就業であり、父子家庭の「パートタイマー」は2.7%と僅かである。

養育者家庭の主な生計者の職業では、「その他」(無職や年金生活など)が51.6%と過半数を占め、次が「自営業主」(18.7%)である。

非正規雇用とは、期間を定めた短期契約で職員を雇う雇用形態で、パート・アルバイトや派遣・契約社員等をいう。

図表 - 20 就業形態

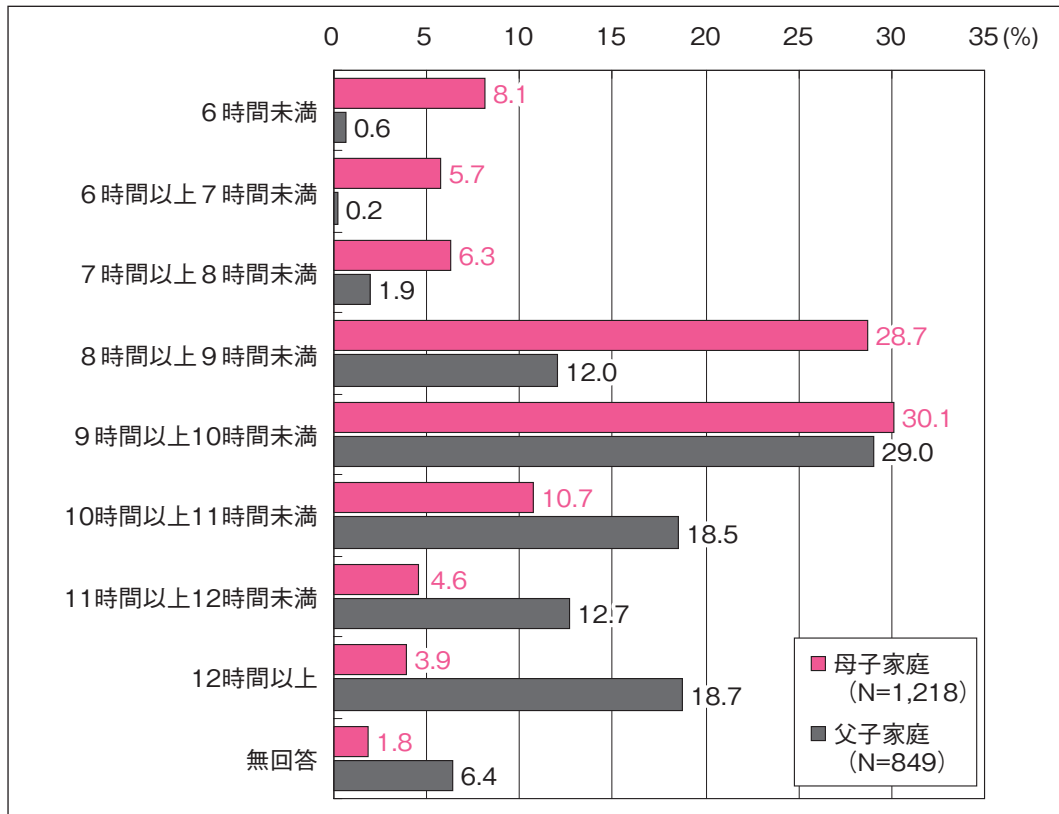


(3) 1日の労働時間

1日の労働時間は、母子家庭では「9時間以上10時間未満」(30.1%)、「8時間以上9時間未満」(28.7%)を合わせて58.8%で、1日8~10時間程度の労働時間で就業している場合がほぼ6割である。

父子家庭でも、「9時間以上10時間未満」(29.0%)が最も多いものの、次に多いのは「12時間以上」(18.7%)と、母子家庭に比べてかなりの長時間労働となっており、標準的な労働時間である1日8時間労働で就業している割合は僅か2.7%である。

図表 - 21 1日の労働時間



(4) 仕事による月収(手取り額)

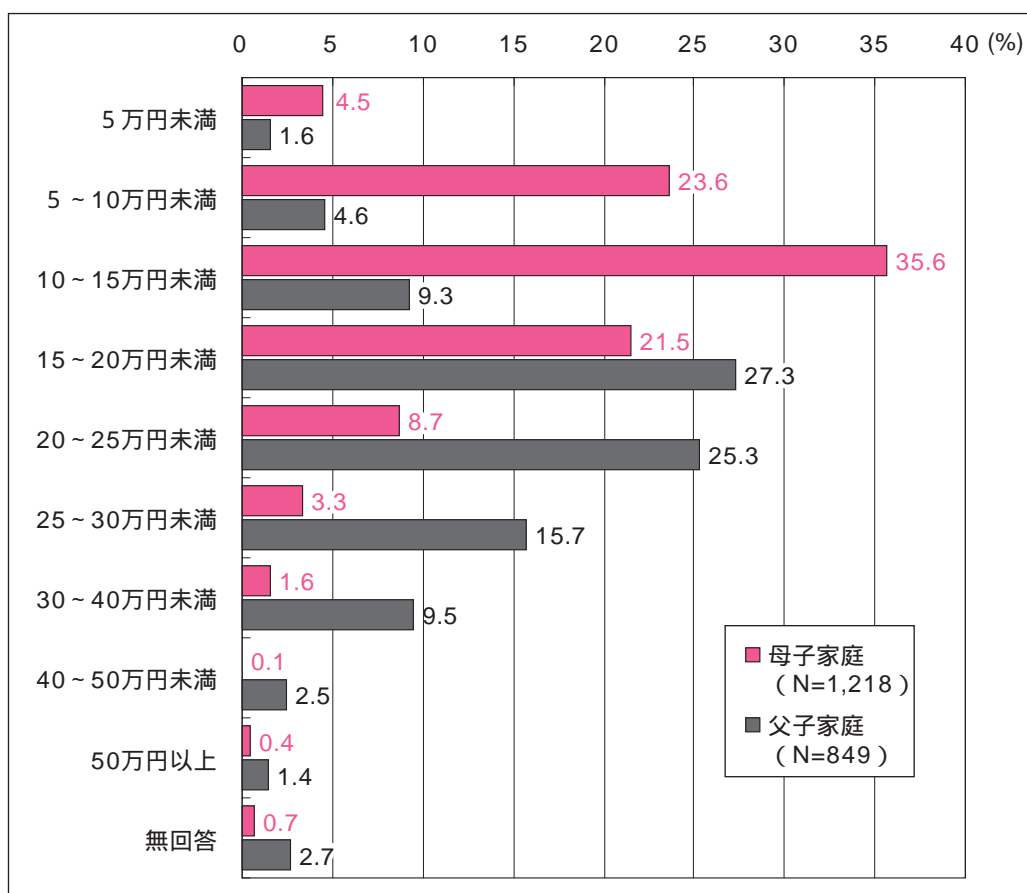
仕事による1か月の収入(手取り額)は、母子家庭では「10~15万円」(35.6%)が最も多く、以下「5~10万円未満」(23.6%)、「15~20万円未満」(21.5%)となっており、月収15万円未満が63.7%を占めている。前回調査(平成18年)でも月収15万円未満層の割合が64.7%で、今回とほぼ同程度となっている。

父子家庭では「15~20万円」(27.3%)が最も多く、以下「20~25万円未満」(25.3%)、「25~30万円未満」(15.7%)となっており、月収15~30万円未満が68.3%を占めている。

母子家庭の6割以上を占める月収15万円未満層は、父子家庭で15.5%であるが、前回調査(平成18年)に比べると、この層の割合は6ポイントほど増加している。

平均手取り月収は、母子家庭が13.9万円、父子家庭が22.2万円で、母子家庭と父子家庭の差額は8.3万円ほどとなっており、前回調査(平成18年)の差額11.4万円に比べると両者の格差はかなり縮まっている。

図表 - 22 仕事による1か月の収入(手取り額)



収入の平均額は「5万円未満」は2.5万円、「5~10万円」は7.5万円など、それぞれ中間値をとり、「50万円以上」は60万円とし、無回答を除いた標本数で算出した。

5. 住宅の状況

(1) 住居形態

現在住んでいる住居形態は、母子家庭では「民間借家・アパートなど」(34.8%)が最も高く、以下「家族名義の持ち家」(29.7%)、「県営住宅・市町村営住宅」(19.4%)、「自分名義の持ち家」(11.5%)となっている。

父子家庭では、(自分や家族を含めて)持ち家に住んでいる人が68.3%を占め、「家族名義の持ち家」が38.6%、「自分名義の持ち家」が29.7%となっている。「民間借家・アパートなど」は16.9%で、「県営住宅・市町村営住宅」(7.9%)の割合は、母子家庭よりも10ポイントほど低い。

養育者家庭でも「持ち家」が53.5%と過半数を占め、「民間借家・アパートなど」は23.2%であるが、「県営住宅・市町村営住宅」は20.6%で、父子家庭よりもかなり高い割合となっている。

図表 - 23 住居形態

	サンプル数	自分名義の持ち家	家族名義の持ち家	親せきなどの家に同居	県営住宅・市町村営住宅	UR(旧公団)・公社の賃貸住宅	民間借家・アパートなど	社宅・寮・官舎・公舎	母子寮(母子生活支援施設)	その他	無回答
母子家庭	1,455	11.5	29.7	0.8	19.4	0.6	34.8	0.3	0.0	2.1	0.9
父子家庭	951	29.7	38.6	1.3	7.9	0.9	16.9	1.1	-	0.9	2.7
養育者家庭	155		53.5	-	20.6	1.3	23.2	0.0	-	0.6	0.6

(%)

(2) 1か月の家賃

持ち家世帯や親せき宅への同居世帯を除く借家世帯の1か月の家賃は、母子家庭が平均3.7万円、父子家庭が平均3.9万円で、母子家庭、父子家庭ともに4分の1の世帯が「5～7万円未満」の借家に住んでいる。

図表 - 24 1か月の家賃

	サンプル数	1万円未満	1万～1万5,000円未満	1万5,000～2万円未満	2万～2万5,000円未満	2万5,000～3万円未満	3～4万円未満	4～5万円未満	5～7万円未満	7万円以上	支払っていない	無回答	平均(円)
母子家庭	831	8.1	7.9	7.2	8.8	5.9	11.6	17.2	26.8	2.3	1.4	2.8	3.7
父子家庭	264	7.6	8.3	8.3	4.9	5.3	12.1	15.2	25.8	6.4	1.5	4.5	3.9

(%)

1か月の家賃の平均額は「1万円未満」は5,000円、「1万～1万5,000円未満」は1万2,500円など、それぞれ中間値をとり、「7万円以上」は7万円とし、「支払っていない」と無回答を除いた標本数で算出した。

6. 生計の状況

(1) 主たる収入源

世帯の生計を支える主な収入源は、母子家庭、父子家庭とも「自分の仕事による収入」が最も多く、8割前後を占めている。養育者家庭は、「年金」(44.5%)が最も多く、次が「自分の仕事による収入」(41.3%)である。養育者家庭では「生活保護」も12.9%と1割を超えており、母子家庭、父子家庭を大きく上回っている。

図表 - 25 主たる収入源

	サンプル数	自分の仕事による収入	子どもや家族の仕事による収入	生活保護	年金	慰謝料・養育費など	家賃・地代・利子・配当・財産など	その他	無回答
母子家庭	1,455	76.8	4.6	6.3	6.0	1.4	-	4.4	0.5
父子家庭	951	86.4	4.0	3.2	2.1	0.0	-	3.2	1.2
養育者家庭	155	41.3	-	12.9	44.5	-	0.0	0.6	0.6

養育者の年金には遺族基礎年金含む。

(2) 世帯の年間税込み収入

世帯の年間税込み平均収入は、父子家庭が367万円と最も高く、養育者家庭が251万円、母子家庭が236万円となっている。いずれの世帯とも「200～300万円未満」が2割以上で最も高い。

税込年収が200万円未満の世帯の割合は母子家庭が49.4%、養育者家庭が47.8%であるのに対して、父子家庭では22.2%と母子家庭、養育者家庭のほぼ半分程度にとどまっている。

図表 - 26 世帯の年間税込み収入

	サンプル数	収入はない	100万円未満	100万円～150万円未満	150万円～200万円未満	200万円～300万円未満	300万円～400万円未満	400万円～500万円未満	500万円～700万円未満	700万円～1,000万円未満	1,000万円以上	無回答	平均(円)
母子家庭	1,455	1.4	12.3	18.9	16.8	25.7	10.3	5.9	3.6	1.6	0.3	3.2	236
父子家庭	951	2.2	6.2	3.9	9.9	21.1	19.6	10.8	14.2	5.0	1.2	5.9	367
養育者家庭	155	3.9	16.8	9.7	17.4	21.9	8.4	5.2	4.5	1.9	1.9	8.4	251

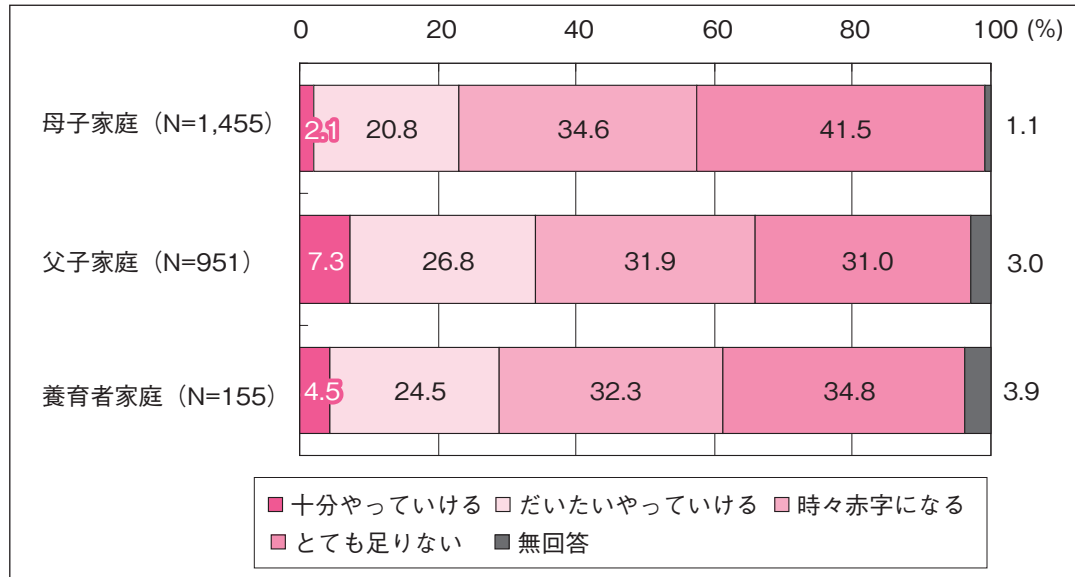
年間税込み収入の平均額は「100万円未満」は50万円、「100～150万円」は125万円など、それぞれ中間値をとり、「1,000万円以上」は1,200万円とし、「収入はない」と無回答を除いた標本数で算出した。

(3) 家計の状態

世帯の家計の状態では、「十分やっつけいける」「だいたいやっつけいける」を合わせると、父子家庭が34.1%、養育者家庭が29.0%、母子家庭が22.9%の順に高く、年間税込み収入の順と重なる。

母子家庭は、仕事による収入が父子家庭よりも少ないのに加えて、家賃などの固定費の負担は父子家庭平均とさほど変わらないこともあって、4割以上が「とても足りない」(41.5%)と回答しており、父子家庭や養育者家庭よりも生計が逼迫していると感じている人が多いといえる。

図表 - 27 家計の状態

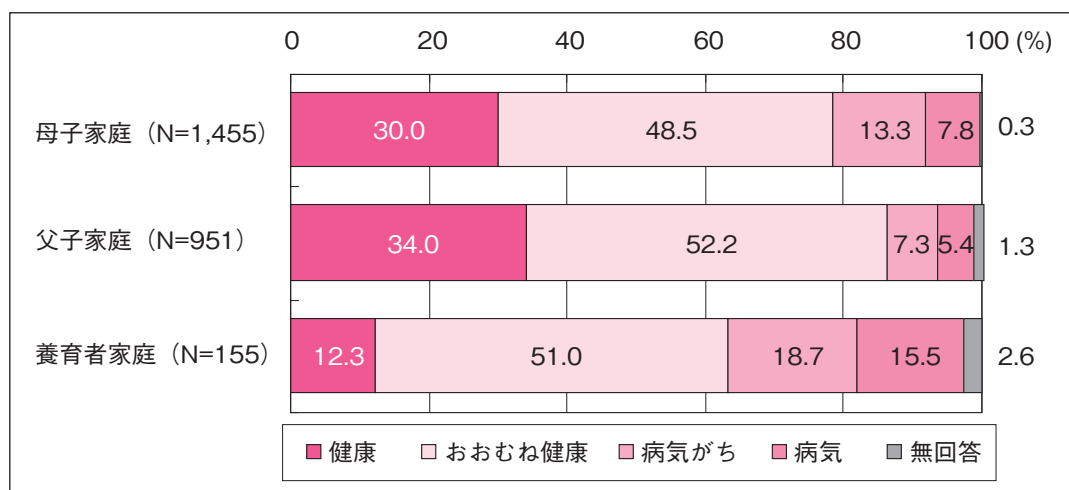


7. 健康状態

(1) 健康状態

母親、父親、養育者本人の健康状態について、「病気がち」「病気」を合わせた割合は養育者家庭で3分の1を占めている。母子家庭でも2割、父子家庭では1割を超えており、身体的な負担の大きい家庭が一定数いることがわかる。

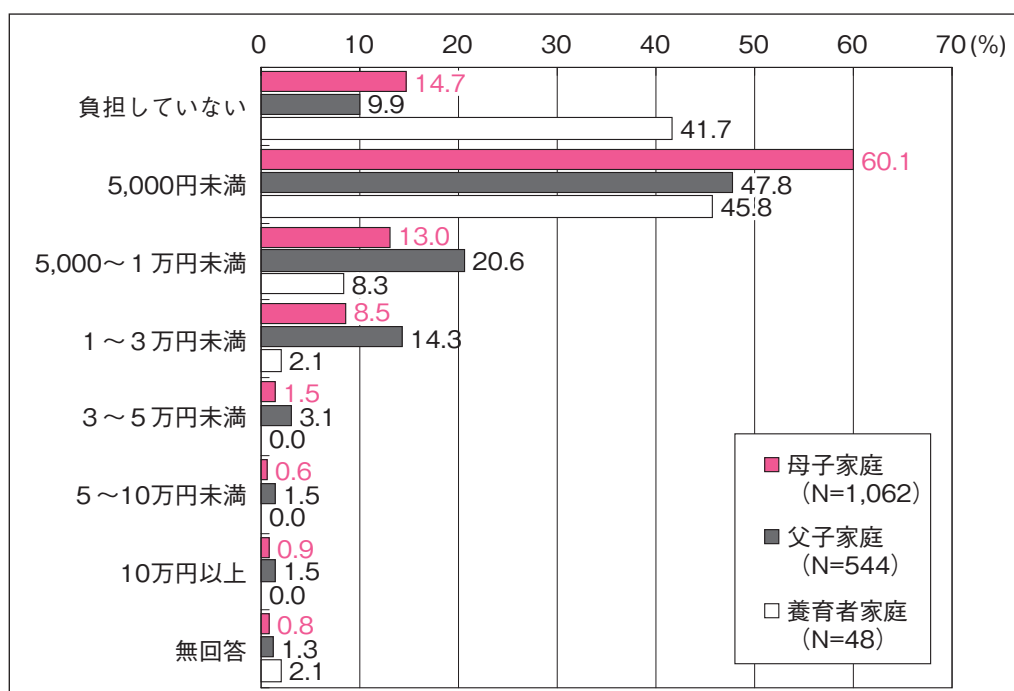
図表 - 28 健康状態



(2) 1か月の医療費負担額

世帯の中で最近1か月の間に医師にかかった人がいる場合の、1か月の医療費の負担額について「負担していない」は、母子家庭(14.7%)、父子家庭(9.9%)に比べて養育者家庭(41.7%)が高い。母子家庭、父子家庭、養育者家庭のいずれも負担額としては5,000円未満の割合が最も高い。

図表 - 29 1か月の医療費負担額



8. 子どもの状況

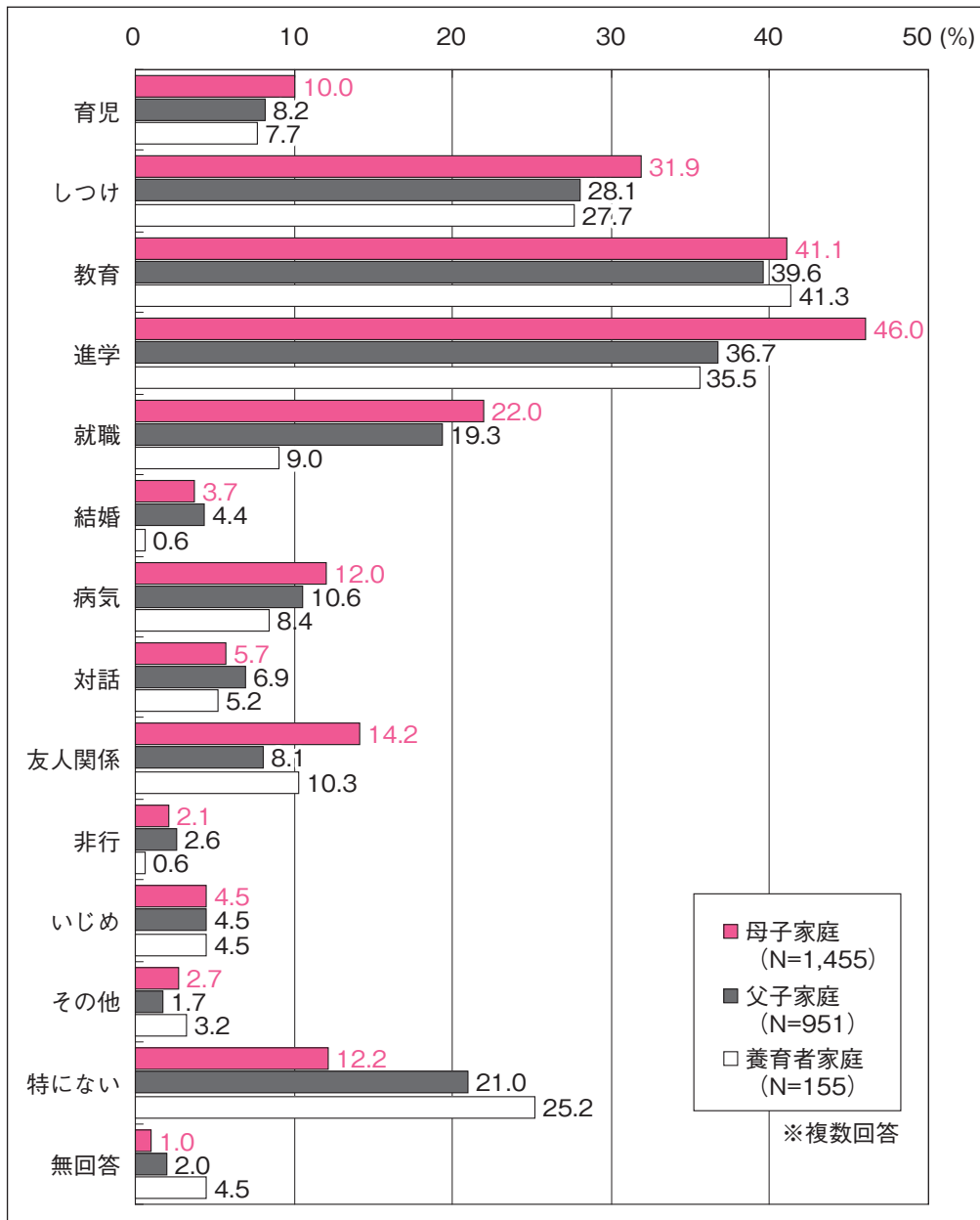
(1) 子どもについての悩み

子どもについての悩みでは、母子家庭、父子家庭、養育者家庭とも上位3位は「しつけ」「教育」「進学」であり、前回調査（平成18年）とほぼ同じ結果となっている。

上位3項目のうち、母子家庭では「進学」（46.0%）が、父子家庭、養育者家庭では「教育」（父子家庭39.6%、養育者家庭41.3%）が最も大きな悩みとなっている。

母子家庭は、ほとんどの項目が父子家庭、養育者家庭の回答率を上回っており、より多くの悩みを抱えている状況がみられる。

図表 - 30 子どもについての悩み（複数回答）



(2) 子どもとの団らんの機会

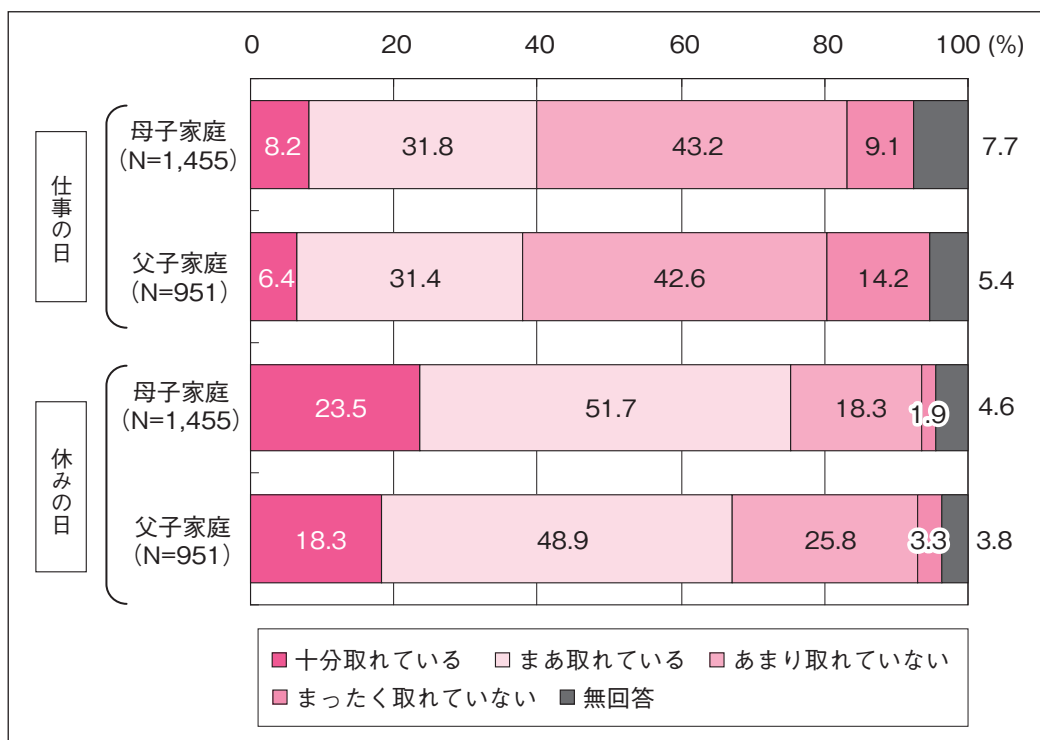
母子家庭及び父子家庭で、子どもとの団らんの時間が取れている(「十分に取れている」「まあ取れている」の合計)割合を、『仕事の日』と『休みの日』で分けてみると、『仕事の日』で子どもとの団らんの時間が取れている割合は、母子家庭が40.0%、父子家庭が37.8%でさほど大きな違いはなく、両方とも4割程度である。

『休みの日』で子どもとの団らんの時間が取れている割合は、母子家庭が75.2%、父子家庭が67.2%である。

子どもとの団らんの機会は当然のことながら、『仕事の日』よりも『休みの日』の方が高く、母子家庭で35ポイント、父子家庭が29ポイントも増加している。

前回調査(平成18年)に比べると、子どもとの団らんの時間が取れているという割合は、『仕事の日』で母子家庭が8ポイント、父子家庭が7ポイントほど増加しており、『休みの日』は父子家庭で5ポイントほど増加している。

図表 - 31 子どもとの団らんの機会



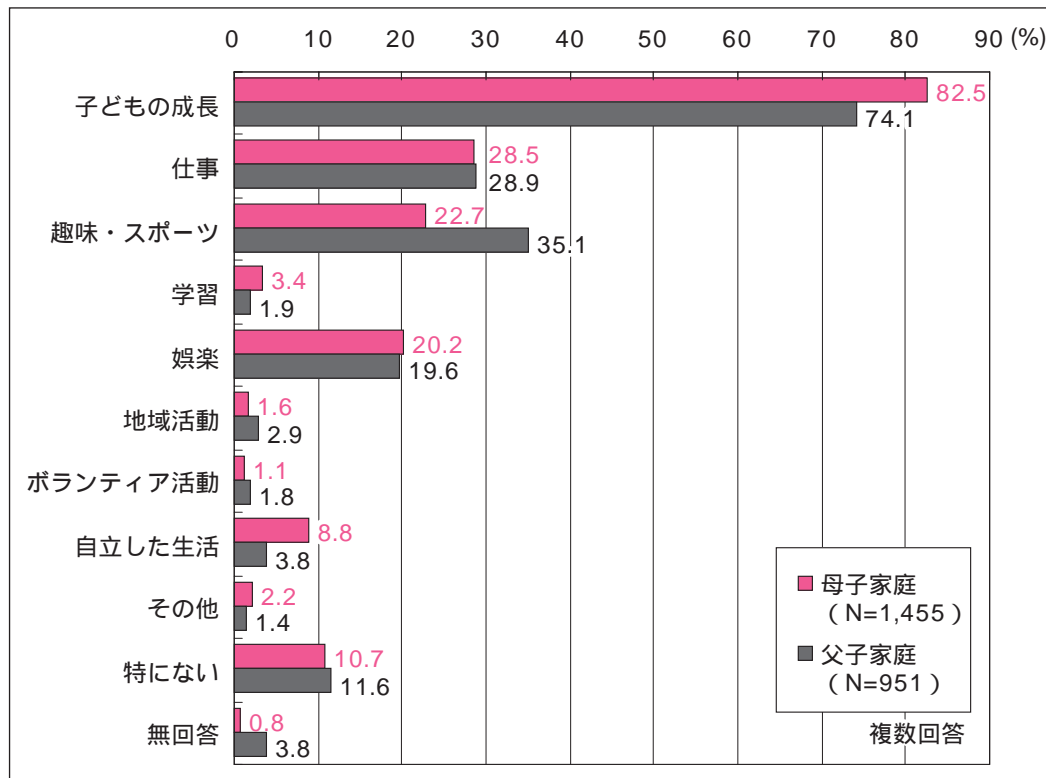
9. 生活状況

(1) 生きがいの内容

毎日の生活で生きがいを感じることは、母子家庭、父子家庭とも「子どもの成長」に集中しており、母子家庭で82.5%、父子家庭で74.1%となっている。

母子家庭では、「仕事」(28.5%)「趣味・スポーツ」(22.7%)と続き、父子家庭では「趣味・スポーツ」(35.1%)「仕事」(28.9%)が続いている。母子家庭に比べると、父子家庭で「趣味・スポーツ」に生きがいを感じる人の割合が高い。

図表 - 32 生きがいの内容 (複数回答)



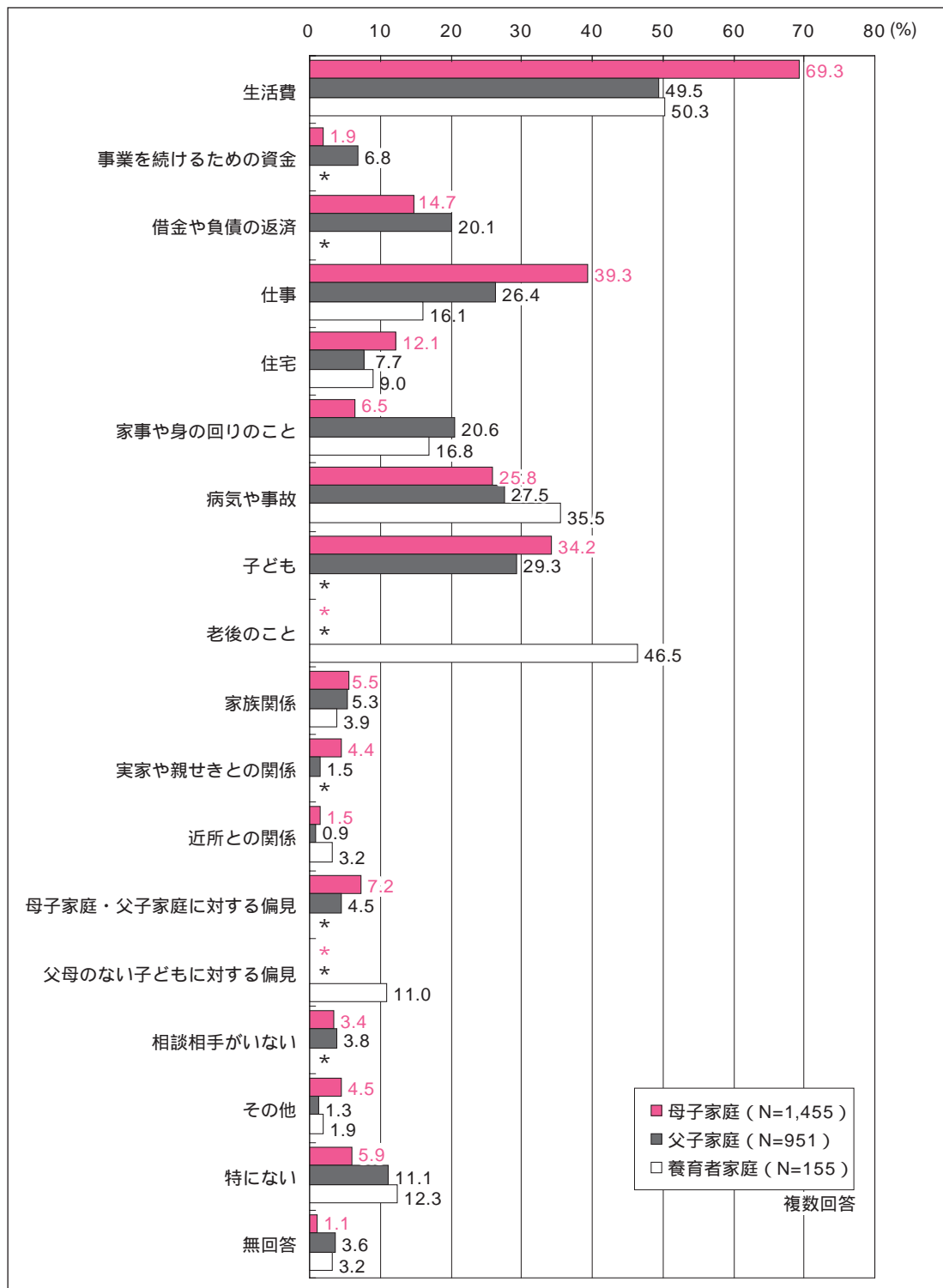
(2) 生活上の不安や悩み

生活上の不安や悩みでは母子家庭、父子家庭、養育者家庭ともに「生活費」が最も高く、特に母子家庭のほぼ7割(69.3%)があげるなど、母子家庭で大きな不安材料となっている。

母子家庭では「仕事」(39.3%)に関する不安や悩みも父子家庭、養育者家庭を大きく上回っており、こういった傾向は前回調査(平成18年)と同様の結果となっている。父子家庭では「家事や身の回りのこと」(20.6%)「借金や負債の返済」(20.1%)などが母子家庭を上回っている。

養育者家庭では、「生活費」(50.3%)の次に「老後のこと」(46.5%)が続いており、「病気や事故」(35.5%)に対する不安も3割を超えている。

図表 - 33 生活上の不安や悩み（複数回答）



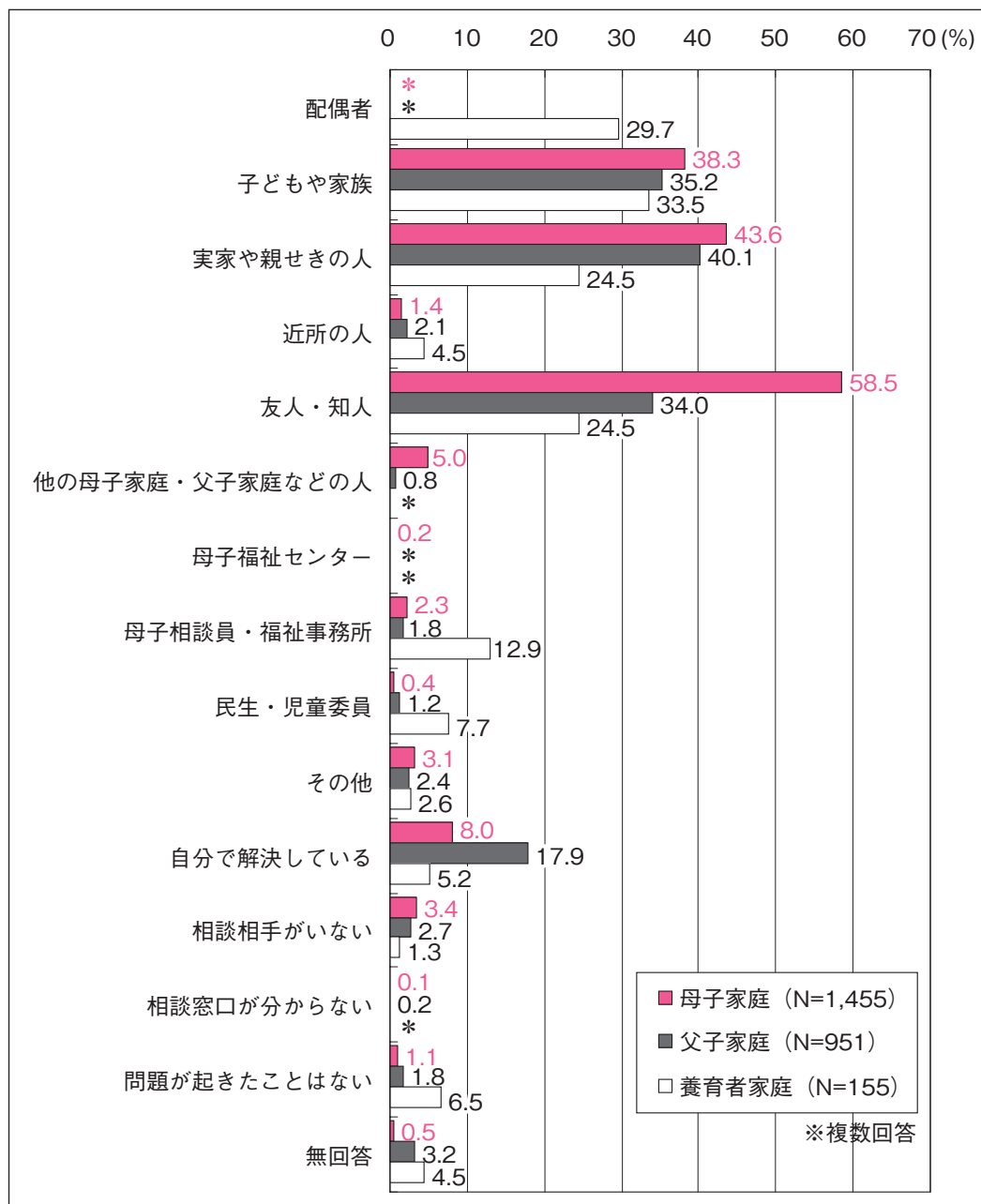
(3) 困った時の相談相手

困った問題が起きた時の相談相手は、母子家庭、父子家庭、養育者家庭のいずれも「友人・知人」「実家や親せきの人」「子どもや家族」「(養育者のみ)配偶者」が主な相談相手となっている。

母子家庭では「友人・知人」(58.5%)が圧倒的に多く、以下、「実家や親せきの人」(43.6%)、「子どもや家族」(38.3%)が続いている。父子家庭では「実家や親せきの人」(40.1%)が「友人・知人」(34.0%)を6ポイントほど上回っており、「自分で解決している」(17.9%)も他の世帯に比べてかなり高いものとなっている。

養育者家庭では、母子家庭、父子家庭に比べて「母子相談員・福祉事務所」(12.9%)、「民生・児童委員」(7.7%)など地域の支援機関や団体に相談しているケースが多くなっている。

図表 - 34 困った時の相談相手 (複数回答)



(4) 家事の担当

世帯の中で炊事、掃除、洗濯などを主に担当している人は、母子家庭では「自分本人」(82.3%)が8割を超えている。父子家庭では母子家庭よりも父や母との同居率が高いことから、「父母・義父母」(36.6%)が3割を大きく超えている。

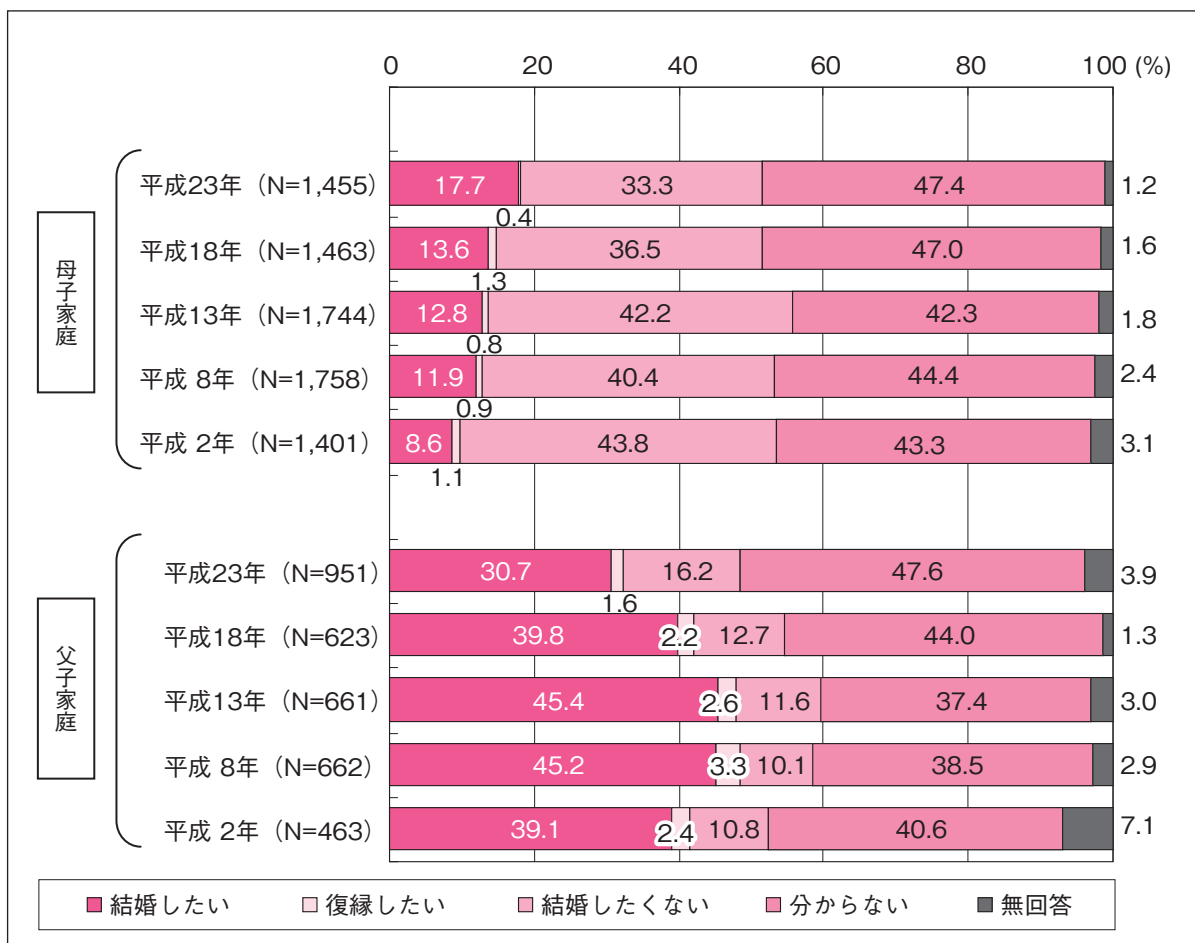
図表 - 35 家事の担当

	サンプル数	自分本人	子ども	父母・義父母	祖父・祖母	兄弟姉妹	その他	無回答
母子家庭	1,455	82.3	0.3	13.7	1.9	0.1	1.3	0.4
父子家庭	951	44.0	4.8	36.6	8.5	1.4	2.7	2.0

(5) 結婚の意思

今後の結婚については、母子家庭で「結婚したい」は17.7%、父子家庭は30.7%で、父子家庭の方が結婚する意思が強い。平成2年調査からの傾向をみると、母子家庭では「結婚したい」の割合が年々増加しているのに対して、父子家庭では平成13年をピークに減少傾向にある。

図表 - 36 結婚の意思



10. 行政機関に対する要望事項

国や県・市町村など行政機関に対する要望事項では、母子家庭、父子家庭ともに「年金・手当などを充実する」が最も多い。

母子家庭では、「職業訓練の場や働く機会を増やす」(31.4%)、「県営住宅や市町村営住宅を増やす」(28.1%)、「医療保障を充実する」(26.9%)などが続き、行政機関に対して多くの要望をあげている。

父子家庭は、「年金・手当などを充実する」の次に「医療保障を充実する」(29.9%)が続いているが、その他の項目への回答はいずれも10%台で、行政機関に対しては年金や手当の充実を何よりも強く望んでいるのがうかがわれる。

図表 - 37 行政機関に対する要望事項（複数回答）

